

### 別紙 3

## ○平成22年1月20日付け初等中等教育企画課長通知「平成20年度 教育職員に係る懲戒処分等の状況、服務規律の確保及び教育職員のメンタルヘルスの保持等について」(抜粋)

2. 病気休職者数、精神疾患による病気休職者数及び病気休職者全体に占める精神疾患による休職者の割合はいずれも、ここ十数年にわたって一貫して増加しており、平成20年度については過去最高を更新しています。特に、精神疾患による休職者の増加については、十分に原因の把握分析に努め、適切な方策を講じることにより、病気休職者数等を減少させることが急務であります。

学校教育は教育職員と児童生徒との人格的な触れ合いを通じて行われるものであり、教育職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるような職場環境を整えるため、以下の方策などにより、教育職員のメンタルヘルスの保持等により一層積極的に取り組んで頂きますようお願いいたします。

なお、その際、精神疾患になった教育職員への対応のみならず、職員が精神疾患にならないようにするための予防的な対策についても十分に検討し、取組を進めるようお願いいたします。

- (1) 各学校の管理職は、学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図るとともに、一部の教育職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整えること。

また、各教育委員会においても、学校における教育職員の事務について適宜見直しを図り、その効率化と軽減に努めること。その際、平成20年3月31日付け19文科初第1413号により通知しているとおり、各学校への調査・照会や調査研究(モデル校)事業に関する事務負担の軽減について具体的な計画を立て、着実に実施すること。

- (2) 職場内の人間関係の希薄化が指摘されており、日頃から、教育職員が気軽に周囲に相談したり、情報交換したりすることができる職場環境を作るよう、特段の配慮を行うこと。特に各学校の管理職は、心の健康の重要性を十分認識し、自ら親身になって教育職員の相談を受けるほか、配慮が必要な教育職員を把握した場合には、例えば、中心となって相談を受ける職員を指名するなど具体的な対応を行うこと。なお、人事異動等により職場環境に変化があった教育職員には十分配慮すること。

- (3) 各学校の管理職は、心の不健康状態に陥った教育職員の早期発見・早期治療に努めること。例えば、各学校の管理職は精神性疾患が疑われる教育職員に気付いた場合、必要に応じて教育委員会と連携しながら、早めに医療機関への受診を促すなどの適切な対応をとること。

- (4) 病気休職者が学校に復帰する場合には、各学校の管理職は、当該教育職員への理解と協力が得られるような環境を整備するとともに、復帰後しばらくの間は経過を観察すること。また、各教育委員会においても、病気休職者が円滑に職場復帰できるよう、復職時の支援体制の整備に努めること。

- (5) 教育委員会においても積極的な学校訪問を通じて、学校の様子や各教育職員の状況を的確に把握するよう努めるとともに、一般の教育職員に対して、心の健康に関する意識啓発や、電話やメールなども活用しつつ、気軽に相談できる相談窓口を設置し、その周知を図るなどの取組を推進すること。併せて、各学校の管理職に対してメンタルヘルスに対処するための適切な研修を実施するよう努めること。

## ○平成20年3月31日学校現場の負担軽減プロジェクトチーム取りまとめ「学校現場の負担軽減のための取組について」(抜粋)

### II. 学校現場の負担軽減のため当面取り組むべき事項

#### 1. 調査文書等に関する事務負担の軽減について

##### ① 調査事項の精選(調査の内容を見直す)

- 学校現場の負担軽減を図るためには、まずは、調査や調査項目自体の必要性について見直すことが必要である。
- このため、調査の内容を精査し、調査事項を真に必要なものに見直すことが考えられる。学校調

査と教育委員会等調査を見直し、学校調査は、学校でしか回答できない調査事項に精査することが重要である。

- (例)・調査の内容の精査  
・類似の調査・調査項目の統合

#### ② 調査方法の改善（調査の手法を見直す）

- 調査や調査項目の必要性について確認をしたうえで、調査の目的や内容に見合った調査の実施方法を設定し、学校現場の負担軽減を図ることが必要である。
- このため、調査の目的に見合った調査手法を工夫して設定すること、学校の業務の状況を考慮して、調査の実施時期や調査期間を設定することなどが考えられる。

- (例)・調査対象や調査頻度の工夫  
・調査票の見直し、標準化  
・長期休業期間における調査の実施  
・余裕を持った調査期間の設定  
・類似調査の一括発送

#### ③ 調査体制の改善（調査の重複を見直す）

- 異なる部局から同種の内容について重複して調査を行うことがないように、調査等の内容項目を事前に調整する必要がある。
- このため、①国や教育委員会等の調査に関する窓口を設定すること、②学校の基本的な情報について、適切に管理し活用することが考えられる。

- (例)・調査の担当部局・担当職員の明確化  
・教育委員会等による学校基本情報や調査関係情報のデータベース化

#### ④ 調査計画の策定（調査の見通しを示す）

- 定例的な調査については、一年間のどの時期にどのような調査があり、どの程度の事務量が発生するかということを各学校が予測できるようにすることも重要である。
- このため、調査の実施時期や調査内容等について年間計画を提示することが考えられる。

- (例)・年間調査計画の提示

#### ⑤ 文書処理の方針（行政組織が連携する）

- 都道府県教育委員会と市町村教育委員会、教育委員会等と学校が、意思疎通を図り、文書の処理方針を共有することが重要である。特に、学校現場の負担軽減という観点からは、学校からの意見聴取が重要である。
- このため、例えば、教育委員会と校長会等の関係組織が定例的に打ち合わせを持つなどの方法によって、年間の文書の処理方針について意見交換を行ったり、行政で管理できない発出主体からの文書（例えば、民間団体からの作文や絵画の募集など）について意見交換を行ったりするなどして、学校現場の負担にならないよう文書の処理方針を検討するなどの工夫も考えられる。

- (例)・都道府県教育委員会、市町村教育委員会、校長会等の意見交換会の定期的開催  
・文書処理に関する学校からの意見聴取

#### ⑥ 事務処理の体制（学校内で連携する）

- 各学校では、通常、教頭と事務職員が多くの文書の処理に当たっており、教諭が事務を担当する場合であっても、学級担任でない教諭が多くの事務を分担している。しかしながら、近年、特別支援教育や生徒指導の必要性が高まり、該当の校務分掌を担う教諭の事務負担も増してきているとの指摘もあることから、こうした実情を踏まえて、校内事務体制を整備することが必要である。
- このため、①文書事務に関する規定化を進めるとともにシステム化など処理体制の整備を進め、全教職員の共通理解のもと適正かつ円滑に処理される必要がある。また、②主幹教諭等の職も活用し、特定の者に事務処理が集中しないように体制の整備を進める必要がある。さらに③児童・生徒の名簿の管理その他、ICTの活用を進めることも考えられる。

- (例)・教頭、事務職員等による校内事務体制の見直し  
・副校長、主幹教諭の適正な活用  
・校務処理へのICTの活用推進

## 2. 調査研究（モデル校）事業の在り方の見直しについて

#### ① 指定の趣旨の明確化

- 調査研究事業は、事業の実施を通じて、教育の質の向上や課題の解決等に資するものとして重要な役割を果たしている。学校の組織運営に関するものや学習指導要領の改訂、生徒指導等の指導内容・方法の改善に関するものなど、喫緊の課題として国が責任を負う施策の実現や教育施策の普及拡大の上での役割が大きい。
- 調査研究事業の指定については、教育委員会等からの申請に基づいて指定しているが、指定校事業が重複しているような学校も数多く見受けられる。
- このため、※国・都道府県・市町村で重複しないよう、指定の趣旨を明確化することが考えられる。併せて、その中で、調査研究事業の重点化や精選を図ることが考えられる。

#### ② 運用面での負担軽減

- 調査研究事業の多くは、各学校の日々の授業等の教育活動や学校の組織運営活動の実践を中心として実施することが重要であり、通常の業務に大幅な負担とならないように進めていく必要がある。
- このため、※事務や会計処理の標準化・マニュアル化を進めること、  
※研究授業や報告書等を簡素・合理化すること、  
※新規の調査研究事業の事業内容を早期に周知すること  
などが考えられる。

#### ③ 研究成果の共有と活用

- 調査研究事業は、指定を受けた学校の教育の質の向上や課題の解決に資するものであるが、調査研究の成果が必ずしも広く普及しないなどの課題が指摘されている。調査研究の成果の共有は、教育界全体にとって研究の推進という重要な意味を持つとともに、当該学校で研究に携わった教職員にとっても仕事のやりがいにつながるものともなる。また、新たに研究を行う学校に対して適切な情報提供が行われれば、研究が円滑に立ち上がることとなり負担の軽減にもつながると考えられる。
- このため、研究公開や報告書等の内容を工夫し、  
※調査研究の成果について共有し活用を進めることが考えられる。

### 3. 学校の校務運営体制の改善

#### ① 主幹教諭の配置等による負担軽減

- 主幹教諭の配置等を促進し、例えば、主幹教諭等が中心となって予め意見集約を行うなど会議運営を効率化することで会議・打合せに係る負担の軽減を図ることや、生徒指導上の課題に主幹教諭を中心としてチームを編成し、組織的・機動的に対応し学級担任を支援することなどにより、学校現場の負担軽減を推進する。

#### ② 事務職員の活用による負担軽減

- 事務職員の職務の明確化、大規模校等における事務長の設置、事務の共同実施などにより、事務の合理化・効率化を進めることにより、学校現場の負担軽減を推進する。

#### ③ 校務の情報化による負担軽減

- 教員一人一台のコンピュータの配備により校務の情報化を推進し、情報の共有化や二次利用を可能とすることで、学校現場の負担軽減を推進する。その際、情報管理の徹底を図る。  
また、円滑な導入に配慮し、学校の情報化を推進する担当部局や組織の教育委員会内への設置研修の実施、専門家の派遣、成績処理等の様式など文書の標準化・電子化の取り組みなどを推進する。

#### ④ 校務の効率化による負担軽減

- 学校における会議や行事の見直し等による校務の効率化を図るとともに、一部の教育職員に過重な負担がかからないよう適正な校務分掌を整える。